平成２８年（フ）第２９６号
静岡県磐田市長森353番地　長森団地Ｂ－１－５号
債務者　藤田　正光
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
静岡県浜松市東区丸塚町126番地　ローザンヌⅠ　103号室
債務者　神崎　博司
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
静岡県袋井市湊265番地
債務者　太田絵里子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３６３号
静岡県浜松市中区住吉２丁目23番18号サンテラス清水Ｃ－２
債務者　安藤　千佳（旧姓福見）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
長崎県佐世保市大和町335番地11　大隈アパート103号、前住所長崎県佐世保市瀬戸越２丁目２番２－13号
債務者　永石　達夫
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目４番26号　睦ハイツ603、前住所大阪府大阪市浪速区恵美須西３丁目13番29号　アパート新今宮13号
債務者　橋口　博人
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
長崎県佐世保市松原町436番地、前住所長崎県佐世保市松瀬町918番地　松瀬アパート
債務者　中島　明美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１６５２号
横浜市港南区最戸２丁目８番31―215号
債務者　坂ノ上小夏
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７２２号
横浜市中区北方町２丁目96番地　浜吉荘２Ｆ
債務者　東　　和彦
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７７７号
横浜市保土ケ谷区仏向西47番１―608号
債務者　武田　朱根
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８１４号
横浜市港南区日野８丁目26番２号　トミーヒルズ201
債務者　新井愛梨こと　朴　　愛梨
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７５号
東京都日野市百草2065番地ブリージングタウン百草園Ｋ－３－１
債務者　引地　佐代
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７８４号
横浜市神奈川区三ツ沢南町15番11号　野末荘202号
債務者　藤江　荘平
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８０７号
神奈川県海老名市柏ケ谷275番地の１　グランヒルズ205
債務者　橘川　　覚
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８１６号
横浜市瀬谷区橋戸３丁目６番地24　コーポサニーウエル201
債務者　森　　純一
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部